

「都道府県における消費者行政を考えるシンポジウム 2010」開催報告

全国消団連は、去る2月20日、東京四ツ谷の主婦会館プラザエフ8階スイセンにて、2009年度都道府県における消費者行政調査報告をもとに、地方消費者行政における、都道府県と国の役割を考えるための「都道府県における消費者行政を考えるシンポジウム 2010」を開催しました。

会場は参加者の熱気にあふれ、北は青森から南は山口まで、消費者団体会員、消費者行政担当職員、弁護士、一般の方など、111名にご参加いただきました。

●第1部 2009年度都道府県における消費者行政調査報告

全国消団連・消費者行政調査プロジェクトチーム 矢野 洋子さん

第1部は、調査プロジェクトチームメンバーで東京消費者団体連絡センター事務局長の矢野洋子さんが調査結果とそこから浮かび上がった、国と都道府県の課題を報告しました。

【主な内容】

活性化事業2年目以降の課題として

- 2012年以降の消費者行政に対する財源の不透明さのため、事業に踏み出せない
- 商品テストのあり方
- 市町村の相談窓口の強化

をあげました。

そして消費者団体としてどのようなことに取り組めるのが議論することを、提起しました。

●第2部 「地方消費者行政活性化計画」2年目以降の国や自治体の課題は何か

第2部は、前半を報告、後半をディスカッションとして、国、県、市町村の現状と今後の課題について、消費者団体への要望も交えながら、お話を聞きました。

◆報告1 この間の消費者庁・消費者委員会における消費者行政強化の流れ

弁護士・消費者庁参与 池本誠司さん

【主な内容】

- 2009年度の国の活性化基金・交付税は230億円で、従来よりも大幅増額。地方自治体には、この基金・交付税を十分活用し、更に独自予算も増やすことを願っている。しかしながら地方自治体には十分に活用してもらえていないのが現状。
- 「地方消費者行政強化プラン」(以下「強化プラン」)は、現在の仕組みや基金の枠組みの中で取り組めることや期待できることを事例をもとにまとめたもの。
- 基金の性格上制約を設けざるをえず、そのことで一歩前に踏み出せない自治体や3年後の財政支援を不安に感じ積極展開できない自治体があることは承知しているが、国としては現在の基金を十分活用してもらわないことには、基金終了後の財政支援を検討の俎上に上らせることが出来ない。
- 都道府県・市町村には強化プランを参考にしながら、現行の仕組みの中で取り組めることを追求してほしい。因みに埼玉県では県内の様々な取り組み事例を集めた、市町村向け資料を作る予定にしており、事例紹介も活性化の重要な手段である。
- 消費者団体同士でも各地の事例を情報交換して共有し、地元自治体へ働きかけて欲しい。

◆報告2 「地方消費者行政活性化計画」1年目の現状から見た、地方消費者行政の課題とこれからの強化のあり方

①群馬県消費者行政活性化計画の概要

群馬県生活文化部消費生活課 課長 野本守利さん

【主な内容】

- 群馬県では、センターを本課の一組織として県庁に置いている。
- 活性化基金は最終的に4億円になった。基金は県自体に充当する額よりも、多い金額を市町村に配分し、消費者行政の基盤作りに活用することとした。
- 市町村のキーパーソン(首長等)に直接お会いして、計画策定など働きかけた。その結果、例えば、相談窓口空白地域の解消や、消費生活相談員養成に取り組むことになった市町村が出てきた。

②山口県における地方消費者行政活性化計画

山口県環境生活部県民生活課消費生活班 主任 原田靖史さん

【主な内容】

- 活性化のポイントは、県として相談機能強化や窓口の周知、高度で専門的な相談処理が行える法律相談窓口の設置、市町村では、センター設置、相談員配置や増員。
- 1年目の成果は、県としてハード面は相談ブースの設置など環境整備、ソフト面は弁護士による法律相談窓口が月1回→月4回に増、相談員の各種研修参加や相談員養成講座での人材育成。
- 市町村では、相談員の配置が8市から10市へ増、PIO-NET配置も10市で追加予定。
- 県では、消費者リーダー広域研修を実施、37名の参加があった。
- 2年目以降は県と市町村間の連携の体制作りや具体的な役割分担、市町支援を考える必要がある。

◆パネルディスカッション

「地方消費者行政活性化計画」1年目の現状から見た、地方消費者行政の課題とこれからの強化のあり方

地方消費者行政活性化2年目以降の課題として市町村の体制強化の方向性と都道府県の市町村消費者行政支援策、県と市町村の今後の課題、これからの消費者行政のあり方と消費者団体への期待を論点とした、パネルディスカッションを行いました。

コーディネーター

全国消費者団体連絡会 阿南久事務局長

パネリスト

弁護士・消費者庁参与 池本誠司さん 群馬県生活文化部消費生活課 課長 野本守利さん

山口県環境生活部県民生活課消費生活班 主任 原田靖史さん 全大阪消費者団体連絡会 事務局長 飯田秀男さん

【主な内容】

◆消費者行政推進体制について

- 消費者庁で議論して欲しい論点は①都道府県、市町村別の消費生活相談員や消費者行政職員の配置ガイドライン制定②地方財政法 10 条で自治事務に対して国の財政支援が可能な事例がある③地方交付金制度の消費者行政に関わる財政支出基準の検討④交付税は、消費者行政を商工業振興の一分野とされ、かつ、専任課長を配置しないという前提で算定配分されていること。
- 群馬県では「ミニ消費者庁」を本庁に整備。また、既存の組織を有効活用した本課の体制整備を予定。相談機能と法執行機能を一元的に指導するため、2006 年度からセンターを本課機能の一部と位置づけた。しかし毎年 100 名職員減が続く中で、2012 年度以降も現体制を維持するのは難しくなっている。体制維持のためには、今から議会、首長等に予算や人員確保に向けて働きかけや説明をしていくことが必要であり、更には重点課題を決めておくことも鍵となっている。
- 2 年目以降の課題は、消費者安全法に基づく県と市町村の役割分担。歳出の中の義務的経費（人件費・公債費・扶助費）は減額できないので、他の費目が減少。市町でも特に義務的経費の割合が高まって厳しい。予算と人員定数も大幅減少の中、県民生活課は消費者分野以外も所管しており、消費者行政専任の人員配置は少ない。

市町村支援についての具体的な課題や悩み

- 県としては、2012 年度を目標に、市町村との役割分担を考えていきたい。
- 活性化計画について、国の資料を県でわかりやすく加工し、プレゼン方法も工夫したことで、 unnecessary 計画と考えていた市町村も理解し、最終的には活性化交付金が足りなくなるのではと心配する程、計画を出してくれた。市町村と県の間の温度差を縮めることが県の役目。そのためキーパーソンを見極めることも重要。
- 市町村事業としてモデル事業を抽出し、県や市町と共有化することが必要。弱小の市町では担当職員の多くは兼務。計画に対して何を取り組んだら良いかわからない。消費者団体の役割として、事業を提案することもあるのではないかと。
- 住民から提案があればそれを援助する形で起案できる。地域の消費者団体も住民の声をもとに、自治体担当部局を訪問して、担当者の思いや考えを聞いた上で、知恵を出し合うことが必要だと思う。

◆会場発言より

石川県消費者団体連絡会 表 重雄さん

- 2004 年度から石川県下 10 市 1 町の市町村調査を実施、その結果をもとに石川県、10 市 1 町の担当職員との懇談会を行っている。
- 消費生活センターはこの 3 年間で 5 市 1 町に設置予定。PIO-NET も入る予定でハード面では充実しそうだが、職員増などのソフト面では充実していない。
- 県にはこれまで以上に力をいれてもらうためにも、センターオブセンタースとしての役割発揮を求めていく。

神奈川県消費者団体連絡会 丸山善弘さん

- 消費者会議がながわは、生協の組合員、弁護士、司法書士、相談員が集まって結成、神奈川県下全市町村訪問と調査を実施。
- 各市町村担当部局を訪問することで、データでは見えない部分を知り、ネットワークができる。調査のまとめを県を提供することで、県による市町村訪問につながった。また消費者会議がながわも県担当部局より相談される関係もできた。
- 今年は消費者庁もでき基金もあるので、強化すべき点、消費者団体として共同できる点を切り口として取り組みたい。
- とにかく基金を徹底的に活用し尽くすことが最重要。

会場発言をうけて

- 市町村の担当部局では、総務や商工、環境等との兼務もある。人口 1000 人台の町村に、単独で消費生活センター設置は困難。核となる市に周辺町村の相談の受け入れを働きかけている。県としては、住民の基本的な権利として均一なサービスが受けられることを重視して進めている。
 - 消費者団体としては、地域の市町村の実態調査を始め継続することが必要。訪問し懇談してみる、現場を見てみるという中で具体的な課題が見えてくる。せめて過半数の県で市町村調査が実施され、団体間で情報交換されることが必要では。
 - 国・県と市町村は対等平等な関係であり、国や県から市町村に要望を伝えてもなかなか受け入れてもらえない。やはり住民からの要望となると重みが違う。ぜひ各地域の消費者団体が住民の声を集め、市町村に意見を出してほしい。
 - 2012 年度以降の地方消費者行政のあり方検討が必要。最低限維持しなければならない機能を明らかにする必要がある。消費者行政が重要であるという社会的コンセンサスを作るために、消費者団体からも、積極的なご意見をいただきたい。
- 最後に、阿南事務局長より、地方消費者行政の充実・強化のために、住民の声を受け止め、消費者団体として地方自治体担当部局に働きかけることを参加者に呼びかけ、会は終了しました。

2009 年度・都道府県における消費者行政調査 報告書が完成しました

09 年度は、地方消費者行政活性化事業初年度を考慮した設問を設けて調査しました。今後の議論にお役立て下さい。

1 冊 500 円 (送料別 5 冊まで 80 円)

お申し込みは、以下まで、お名前・送り先・ご希望冊数を明記し、FAX もしくはメールでご連絡ください。

全国消団連 FAX : 03-5216-6036 webmaster@shodanren.gr.jp